

（午前10時45分 再開）

○議長（石橋英和君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、15番 田中君。

〔15番（田中博晃君）登壇〕

○15番（田中博晃君）皆さま、おはようございます。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。今回は1項目だけですが、お付き合いのほど、よろしく願いいたします。

発言事項、債権の一元管理について。

地方税や各種手数料・使用料などの未収金の増大は、本市財政基盤の根幹を揺るがす問題です。また、各事業に重大な影響を及ぼすことは容易に想像できます。

いわゆる債権を法的に仕分けすると、地方税・国民健康保険税・介護保険料など、裁判所の決定が必要なく差し押さえが可能な強制徴収債権と、民事執行手続きが必要な手数料や使用料などの公債権、市営住宅使用料などの私債権からなる非強制徴収債権に大別できます。

昨年、三重県名張市の市債権の一元管理について、同僚議員とともに視察しました。その後、千葉県船橋市の公金徴収一元化について学ぶ機会を得ました。いずれの市も、未収金の増大は市喫緊の課題と捉え積極的に回収する一方、生活困窮者に対しては十分な調査を行った結果、支払いが困難と判断されたものには債権放棄しています。

上記のように、未収金を回収するにあたり、個別の滞納情報を一元管理し、債権回収に特化した専門組織をつくり、徴収を効率的に進

める自治体が多くなっているのが現実です。

また、そのメリットとして、担当課は通常業務はもとより、現年度分の徴収に特化できることや、各課が個別で行っている督促業務の効率化などが挙げられます。

これらのことから、本市でも先進地を見習い、一元管理による情報の共有化と優先回収順位の決定、積極的回収、生活困窮者の保護など、未来への負担を少しずつでも減少させなければなりません。また、未収金の回収については、本市監査委員からも指摘されています。

よって、以下の質問を行います。

①現在把握している未収入金額を、地方税を含む強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の順にお答えください。

②これらの回収方針について。

③債権を一元管理する部署の設置について。

以上、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（石橋英和君）15番 田中君の、債権の一元管理に関する質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（森川嘉久君）登壇〕

○企画部長（森川嘉久君）債権の一元管理についてのご質問にお答えします。

まず1点目ですが、地方自治法第240条第1項に基づく本市の金銭債権のうち、企業会計を除き未収となっているものは、平成24年度決算時点で総額14億8,697万円となっています。これを、市税を含む強制徴収公債権と幼稚園保育料などの非強制徴収公債権及び公営住宅使用料などの私債権の三つに区分した場合、それぞれ、市税を含む強制徴収公債権が

10億5,825万4,000円、非強制徴収公債権で510万円、私債権で4億2,361万6,000円となっています。

続いて、2点目の、これらの債権の回収方針についてですが、本市では平成23年3月に、市行政内部における債権管理に関する基本事項を定めた橋本市債権管理基本マニュアルを内規で制定し、年々増加傾向にある債権について、市の財源の確保と市民負担の公平性を図るため、市税を含む強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権に区分し、回収の強化と強制執行等の手順などをフロー化し、債権回収の方針として運用しています。

また、市税や介護保険料など一部債権に关しましては、橋本市行政改革推進計画において目標徴収率を定め、徴収の強化に努めています。

こういった取り組みにより、基本マニュアル策定前の平成22年度決算時と比較すると、平成24年度決算時には、市全体で未収金が3,900万円程度減少していますが、抜本的な問題解消となっていないのも事実です。

続いて、3点目の、債権を一元管理する部署の設置についてお答えします。

三重県名張市や千葉県船橋市などにおいては、債権を一元管理する部署を設置し、数年で一定の成果を上げています。設置のメリットとしては、同一の滞納者に対する債権をすべて把握し、一括管理できることや、専門知識・ノウハウを集約し、効率良く徴収事務を行うことができるなどが挙げられ、有効な手段であると認識しています。

しかしながら、その一方で、個人情報保護の問題や人員確保の問題、担当職員の債権管理に対する意識、知識の習得の必要性など解決すべき問題もあります。

このことから本市としましては、まず、これらの問題を解消するため、平成26年度にお

いて債権管理に関する専門の知識を持った嘱託職員を雇い上げ、市の債権管理に関する課題の解決と取り組みを推進するとともに、弁護士などによる市職員への研修を行うための必要な予算を、今議会に提案させていただいているところです。

今後は、本市の債権実態に照らし合わせ、専門部署の設置も視野に入れ、調査・研究してまいりたいと考えていますので、ご理解のほど、よろしく申し上げます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君、再質問ありますか。

15番 田中君。

○15番（田中博晃君）答弁ありがとうございます。

今、部長のほうから答弁いただいたんですけども、まず、一元化するメリットとしては、やはり各担当が通常業務とか、現年度の徴収に特化できること。それと、税を滞納している方の多くが、税、国保、保育料など、市の中で多重債務に陥っている場合も多いので、それらを一元管理することで、全体像を把握した上で督促ができたり、また、本人との対応ですね。今、各課で対応していただいているかと思うんですけども、それを1回で済む。また、銀行との対応も1回で済むなども挙げられますし、さらに、債権をどこから返済していくかということで考えれば、時効の近いものから返済の措置ができるなどのメリットもあります。

反面、懸念事項としては、まず、現年度の市税の徴収率が下がらんかとか、差し押さえた場合の充当順位、これは地方税法第14条で地方税優先の原則とかもあるんですけども、さらに、自主納付の納付順位、これも民法第488条では弁済の充当の指定があったり、また、時効であったり、執行停止であったりという懸念事項というか、市で考えていかな

ければならないこともあります。

要は何を言いたいのかといいますと、今、合併して有利な財政措置があったんですけども、これが平成28年かで算定替えの中、約7億円ぐらい減少するということもありますし、やはり、税の平等性ということを考えていっても、負担していただいている方からは負担、払っていただいている方はちゃんと払ってもらってますし、また、逆に払っていない方、悪質な方もいらっしゃるのが現状です。

そこで、再質問を行いたいですけれども、平成24年度で、競売が27件、破産が17件、平成25年度12月20日現在、競売が8件、破産が19件の事件が発生しています。介護保険を除く強制徴収債権や非強制徴収債権は、その中に発生していたのかどうか。また、このような事件を受けて、各課との情報共有がきちりとできていたのかについて、お伺いいたします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）競売・破産における配当要求の件でございますが、現在のところ、介護保険を除くということでご質問いただきましたが、介護保険以外のものについては、調べた限り存在をしていなかった状況でございます。

それから、情報の共有化でございますが、残念ながら現在のところ、こういう形の競売の情報でありますとか、強制換価云々に関する情報につきましては、納税課のほうで税に対してのみ情報把握をしておる関係上、残念ながら、ほかの債権との共有化というところまでは、現時点では行っていない状況でございます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）これは、発生してなかったんですかね。私債権とかも、この競売であったり破産事件の中には、一つも入ってい

なかったということで間違いはないですか。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）可能性があったかなかったかということでございますと、税のほうで配当要求をいたしまして、それは充当されたんですけども、残りの配当がまだあったという事例はありますので、そのほかの債権が、ひょっとしたら徴収できた可能性はあると思います。残念ながらしかし、そこまでの調査が現在のところできておりません、というところが現状でございます。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）先ほどの答弁の中でも、全部で14.8億円、その中で私債権が4億2,300万円ということなんですけれども、要は、これ、そういう事件があった場合に、交付要求をしていかんことには、もしかしたら回収できる分も回収できなかったということが考えられます。もちろん、交付要求するにつけては裁判所の手続き等も必要なので、実際に裁判を起こした場合に、裁判費用よりも少ないから、逆にしないほうがお金としては得なんやという言い方をしてええかどうかわからないんですけれども、そういう可能性もあるんですけれども、していかなかったら、特に私債権の場合は残ってしまいますよね。債権放棄せん限り。そこが問題なのかなと。今の市のやっていることというんかな。

特に、今まで12月議会なんかでもそうなんですけれども、例えば、住貸であったり市営住宅であったりということで、同僚・先輩議員からたくさん意見が出ていました。要は、今、市が抱えている問題、現年度の徴収については、国保を除いたら約98%ぐらいの徴収率があるかと思っておりますので、他市と比べても遜色はない、もしくはそれ以上の現年度の徴収率はあるかと思っております。しかしながら、ここまで残っていつてしまっているものがある

ということは、これから管理をしっかりと一元管理をして、取れるところから、取れるところと言うたらあれですね。例えば、時効であったりですとかを勘案して、優先順位を内部で決めていく必要があるのではないかと思います。

先ほど、答弁の中で、法的な問題もありました。例えば、名張市では私債権、一元管理するにつけて、その方からの同意書をいただいているというところもありますし、また、ほかでは、個人情報の問題から、担当課ではなくて市全部を一つという考え方にして、情報を共有しているところもあります。これは、司法の判断等がありますので、一概にはどちらが正しいとも言えないんですけども、先進地としてはたくさんやっていっている。実際、一元管理して、数字を上げていっているところもあります。

参考にはならないと思うんですけども、船橋市の場合、平成21年で1億8,500万円、22年で2億8,600万円、23年で3億1,000万円、24年で3億9,000万円を徴収しています。政令指定都市で大きいまちなので、それがそのまま当てはまるとは思いませんけれども、やり方そのものは参考になっていくのではないかと思います。

先ほど、また予算のほうで、嘱託の職員で専門的な分野を持たれた方というのを考えているということやったんですけども、むしろ、やはり市の職員で専門的な知識を持った人を育てていかなければならないのではないかと思います。この問題は、きょう言ってあしたできるという問題ではなくて、1年先、2年先を見据えて考えていかなければならない問題だとは思っています。

そこでお伺いしたいのが、例えば、この嘱託職員も、広報に強い方を雇ってみるとかで、中で配置替えをして、正職員で、専門的に将

来を見据えて育成していくような計画があるのかどうかについてお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）専門的な人材の育成というのは大変大事なことであるというふうに認識をしております。ただし、橋本市というのはそんなに大きな市でもございませんので、職員数も限られた人材でいろんなことをやっております。そういう中でジョブローテーションということを考えていく必要があるわけでございますけれども、その中で、固定化された形で、専門的な職員をそこにずっと同じような仕事で張り付けるというのは、なかなか現時点では難しい状況があるのではないかと考えておまして、そういうことから嘱託職員なりを、まず、その専門的知識を持った方を雇用して、その業務にあたっていただく中で、その問題をまず解決していこうというのが、現在の基本的なスタンスにはしておるところでございます。

それから、先ほどご答弁も申し上げましたように、弁護士をお願いいたしまして、一度研修をきちっと、債権管理に係る担当課の職員を集めまして、しっかりと債権管理の知識を身に付けていただくということは、やっていく必要があるのではないかと考えておまして、とりあえずそれに取り組む中で、その先の展開といたしまして、債権に強い人材の育成という形で、議員ご指摘の点のような育成策を考えていけることも、将来にわたってはできるのではないかと考えております。

ちょっと現時点で、すぐに正職員について専門職員として育成していくという点については、もう少し研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）先ほど、最初の答弁の

ときに14.8億円、今現在残っていると。それには公営企業会計は入っていませんから、実際の金額というのは、もっととてつもなく大きい数字なんかなというふうに推測ができます。そこについて、今、細かくは追及はしないんですけども、要は、例えば私が仮にここで100円を落としたら、必死で探すと思うんですよ。私も前、一般質問で、見積もり合わせのときの一般質問をさせてもらったんですけども、そのときも、書類が上がってきたから各担当課は業者に毎日でも発送することもあるということで、お金というのをどのように市が考えているのか、職員が考えているのかということが気になるんです。

これは、今残っている債権も同じだと思うんですよね。要は、自分のものやと思っているのかどうか。もちろん、ここ最近の税だけの徴収率を見ればすごくいいんですけども、過去から積み上がってきたものというのは相当大きな金額です。それを、少しずつでも回収する。もしくは回収できない、不幸にも病気やけが等で、払いたくても払えない方の生活保護ということを考えても、一元管理をすることで、優先的に落としていくもの、充当していくところは充当していく必要がありますし、やっぱり悪質なところについては、きっちり押さえていかなければならないというふうに考えています。

例えば、住貸なんかでも、その金利は一般財源から払っています。これもまた税金を負担してくださっている市民の皆さんの一部です。これが、税の平等性の観点から考えた場合に、これで正しいのかどうかということは疑問ですし、市としても前向きに、積極的に進めていかなければならない。財源確保という観点は、もしかしたら言葉としたら間違っているのかもしれませんが、回収したから、それがたちまち本市の財源になるか

というたら、もしかしたらそうではないかもしれませんが。しかし、平等性というのが一番大切なところなので、ここを考えた場合には、きっちりそれなりの措置をとっていく必要があるかと思います。もちろん、そのことで抑止力になるということも考えられます。他市の事例等を見ても、今、一元回収というか、きっちり回収を始めたから、逆に税の徴収率が上がったであるとか、これも払えるんやったら払っておこうというので、市民皆さんの今までの滞納分が減ってきたというのも事実としてあります。

そこで、もう一度お伺いしたいのが、専門部署の設置ということで、視野に入れて今後検討してくださるということなんですけれども、じゃあ、今まで先進地、特に一元管理については、手法は全然違うんですけども、たくさんの自治体でもう実際やられています。そういう先進地を視察してこられたのか。そのような勉強をしてこられたかについてお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）債権管理に関しましては、以前にも、先ほどもご答弁させていただきましたように、債権管理マニュアルを作成するにつきまして、いろいろと調査は行った経過がございます。ただし、先進地視察まで行ってあったということは、現在のところ、ちょっと今、把握はしておりません。ただし、平成21年度に債権調査票というのを作りまして、これについて先進の自治体へ照会をさせていただきまして、いろんな形で問い合わせをさせていただく中で、債権管理マニュアルを作成した事実はございます。ただし、その専門部署の設置についての先進地視察というご質問でございましたが、それに関しましては、現在のところ、行ったという実績はございません。

しかしながら、ご質問もいただいておりますように、そういう、かなりメリットがあるところもございます。ただし、今うちの規模で、どれだけのことができるかということもございまして、なかなか、大規模な自治体を先進地視察させていただいて、それがそのまま、うちの規模の自治体に当てはまるかというところもあるわけでございますけども、いずれにいたしましても、いろんなノウハウを勉強させていただくというのは大事なことでありますので、これにつきましては、積極的に今後進めたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）大きいまちを見てくれということじゃなくて、やり方はいろいろあるんで、自分とこの市、これはもちろん方向性を出していかないと視察というのもやりにくいと思うんですけども、もう実際にやられているところ、たくさんあります。例えば、船橋市なんかでも、去年の11月18日現在で178団体、889人が視察に来られていると。これは国も来ているということです。そこが合う合わないじゃないんですよ。いろんなところがあるので、ここは将来を考えた場合に、視察、勉強、先ほど弁護士も入れてというお話していただいておりますけれども、ここをきっちりと詰めていかないことには、将来もこのままになってしまっているのかという不安があるんです。

ですから、専門組織というのを先ほどおっしゃっていただきましたけれども、将来を考えた場合に、相当早い段階で研究をしていかなければ、少し後手後手に踏んでいくと、もしかしたらどんどん膨らむかもしれないし、もっと言えば、もう絶対回収できへんものが不能欠損で残ってしまうことも考えられます。債権放棄をしていくという方法もあるか

もしれないんですけども、そこが問題なんです。

ですから、もう一度聞きますけれども、その視察というのも、先進地であって、手法を学んでほしいと。大きいまちのやっていることを、そのままねをしてくれと言っているんじゃないくて、その手法を学んでいただけるかどうかということをお伺いいたします。

○議長（石橋英和君）企画部長。

○企画部長（森川嘉久君）先ほどのご答弁で、自治体の規模の格差を強調し過ぎた点があったかというふうに思いますが、先ほども申し上げましたように、ノウハウというのは大小にかかわらずあるわけでございますので、そこは議員ご指摘のとおり、きっちり勉強させていただきたいというふうに考えております。

○議長（石橋英和君）15番 田中君。

○15番（田中博晃君）ぜひお願いいたします。やはり、これ、ほんまに市民の皆さんから見た場合に、恐らくこれだけの数字があったということも知らなかったと思います。相当大きい数字です。それも公営企業、公営会計は入っていません。数字でこれだけあるので、これが数字で現れた場合にびっくりされる方も多いし、市何やとったんよ、議会何やとったんよと言われるような内容だと思います。ですから、早い段階で手を打っていく、監査委員からも再三再四指摘が入っておるかと思うんですけども、そこを後手後手に回らないようにやっていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長（石橋英和君）15番 田中君の一般質問は終わりました。